

灰運搬業務（大崎広域中央クリーンセンター）仕様書

総 則

本仕様書は、大崎地域広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が発注する大崎広域中央クリーンセンターの灰運搬業務に適用する。

第1節 業務概要

1 一般概要

本業務は、発注者の大崎広域中央クリーンセンター及び大崎広域桜ノ目衛生センターから排出される焼却灰等を大崎広域大日向クリーンパークへ運搬するもので、施設運営を維持するための業務である。履行にあたっては、関係法令を遵守すること。

2 業務名 灰運搬業務（大崎広域中央クリーンセンター）

3 業務場所 大崎市古川桜ノ目字新高谷地317番地

4 業務期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約方法 1. 0tあたりの単価契約とする。

6 支払方法 毎月払い（請求書受理後30日以内に支払う）とし、合計金額の端数（小数点以下）については切り捨て、請求書を作成すること。

7 その他 入札時の記入金額は、「1.0tあたりの単価（税別）」を記入すること。

第2節 業務方針

1 適用範囲

本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、受注者は、他の設備への業務による影響を少なくする為にも施設を熟知し、又、本仕様書に明記されていない事項であっても、本施設の目的達成のために必要事項、又は、業務の性質上当然必要と思われるものについては、受注者の責任において行うこと。

2 変更・疑義

本仕様書について履行中に疑義が発生した場合、受注者は発注者と協議し定めるものとする。また、本仕様書は、原則として変更は認めないが、ただし発注者との協議により変更する場合はこの限りではない。

第3節 業務内容

1 主な業務内容

発注者から指示された日時に、受注者所有の運搬車両にて「大崎広域中央クリーンセンターから排出される焼却灰及び小動物焼却設備の焼却灰等」及び「大崎広域桜ノ目衛生センターの焼却灰、沈砂」を、大日向クリーンパーク（大崎市三本木蟻ヶ袋字大日向26番地1号）へ運搬し、発注者が指定する場所へ投棄する。車両への積込については、中央クリーンセンターの焼却灰等は発注者が行い、桜ノ目衛生センターの焼却灰等は運転手が行うこと。また、計量・運搬・投棄の作業はすべて受注者側運転手が行うこと。なお、作業時には保護具着用すること。

農林業系汚染廃棄物の混焼に伴い、業務期間内の混焼が始まる前と最後の混焼灰運搬後に、受注者の負担において、電離放射線健康診断を運搬員全員受診すること。（運搬員×2回/年）農林業系汚染廃棄物の混焼時には、灰運搬車両の空間線量測定を搬出毎に実施し、車両の測定箇所は前方・後方・左側面・右側面を各5回ずつ測定するものとする。（計器については発注者

が用意する。)

- ・作業時には化学防護服，防塵マスク，ゴーグル，手袋等の保護具を着用すること。
- ・放射線量の測定機材及び個人線量計は発注者貸与とする。
- ・保護具については受注者で負担するものとする。

2 運搬車両と運搬距離について

受注者所有の運搬車両は4 t車以下（最大積載量3 t以上4 t未満）で，大崎広域中央クリーンセンターの灰ピット室及び灰積出場において積み降ろし作業が可能な車両（深ボディタイプ・アームロール可能車含む）とすること。

大崎広域中央クリーンセンターから大崎広域大日向クリーンパークまでの運搬距離は，片道約15 kmとする。

3 予定数量及び運搬回数について

予定数量：年間4,900 t（見込量）

予定日数：年間350日

1日当たり15～20 t程度の搬出量となり，4～6台/日の運搬台数予定。

※但し，予定数量及び予定回数に達しない場合でも打ち切ることがある。また，予定数量及び予定回数を超えることがある。

（参考実績）

	令和5年度		
	搬出量(t)	運搬日数（回数）	
4月	456.37	30日	159回
5月	461.10	31日	159回
6月	293.43	24日	107回
7月	439.63	31日	152回
8月	429.68	31日	151回
9月	463.82	30日	158回
10月	437.98	29日	152回
11月	304.36	30日	109回
12月	456.26	30日	156回
1月	287.75	28日	102回
2月	286.97	26日	102回
3月	411.54	30日	145回
合計	4728.89	350日	1,652回

4 運搬時間について

運搬は8時30分から13時の間と16時から19時の間に行うこととするが，組合から運搬時間の変更の要請がある時は対応するものとする。また，搬出状況に伴い，複数台による対応ができる体制を整えておくこと。

5 緊急時の対応について

発注者から緊急時の積込み運搬の依頼があった場合には早急に対処すること。また，発注者の指示により一時的に運搬場所（発注者所有の一般廃棄物最終処分場）の変更がある場合についても同様とする。

6 その他

- 1) 運搬する焼却灰等の重量は、大崎広域中央クリーンセンター内のトラックスケールにて計量すること。
- 2) 積込・運搬にあたっては、関係法令を遵守し焼却灰等の飛散・流出が無いようにすること。場所を問わず焼却灰等が散乱した場合は、直ちに清掃作業を行うこと。
- 3) 運搬作業の時間は、大崎広域中央クリーンセンターの稼働（平日・土日及び祝祭日）に合わせ、発注者から依頼があれば積み込み運搬を行うこと。
また、大日向クリーンパークの開門用の鍵については貸出をするものとする。
- 4) 大日向クリーンパークで投棄した際に灰が付着した場合は、パーク敷地内の発注者指定場所において車両を洗浄すること。
- 5) 運搬時は道路に焼却灰等が飛散しないように荷台を二重シートで覆うこととし、大日向クリーンパークに投棄後、帰る際も荷台をシートで覆うこと。（ブルーシートは不可）
- 6) 農林業系廃棄物の混焼中及び混焼後の次の日は個人線量計を携帯し、作業終了後には用紙に記録すること。また、月末には集計し、用紙を発注者に提出すること。（計器については発注者が用意する。）
- 7) 農林業系廃棄物の焼却灰運搬中は、受注者の責任において車体の見える位置に「農林業系廃棄物焼却灰運搬車両」と表示すること。
- 8) 車両の運転においては制限速度等（道路交通法）を厳守し常に安全運転に努めること。
- 9) その他詳細については、発注者と協議すること。

第4節 業務完了及び提出図書等

1 業務完了

受注者は業務完了後、速やかに完成時提出書類を発注者に提出し、発注者検査職員立会いのもと完成検査を実施し、合格をもって完了とする。

2 提出図書等

受注者は、下記図書等を作成し提出するものとする。

- 1) 着手時 着手届及び業務工程表、管理技術者等通知書及び経歴書、各資格証の写し（運転免許証等）その他指示する図書
- 2) 完了時 作業完了報告書（毎月）、運搬明細報告書（毎月）、給付完了通知書（業務完了時）その他指示する図書
- 3) 提出部数 上記の書類について発注者より指示がない場合は各1部の提出とする。

第5節 その他

1 許認可申請

内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは受注者の経費負担により代行する。

2 有資格等

- 1) 焼却灰等を運搬する車両の運転資格を有するもの。
- 2) 運転手はダイオキシン類業務に係る作業指揮者または、ダイオキシン類曝露防止に関する特別教育を修了した者に限る。

3 業務の基本的事項

本業務履行に際しては、次の事項を遵守するものとする。

- 1) 業務中の危険防止対策を十分行い、また、作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生が無いように努めること。また、作業にあたっては、「労働安全衛生法」及び「消防法」の関係所諸法令の規定を遵守し施設の運転、点検清掃等の作業が安全かつ衛生的に行えるよう安全衛生対策に十分配慮すること。
- 2) 他設備、既存物件等への損傷・汚染防止に努め、受注者の責任範囲において損傷・汚染が生じた場合は、受注者の負担で速やかに復旧すること。
- 3) 本業務において発生した撤去物及び残材等の処分は、受注者の負担により全て撤去するものとする。又、その処理・処分に当たってはマニフェストを提出するものとする。

4 長期継続契約

- 1) 本業務は長期継続契約であるため、翌年度以降における発注者の歳出予算において、既契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、発注者は契約を変更し、又は解除することができるものとする。
- 2) 受注者は、前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、協議して定めるものとする。

5 暴力団等の排除について

- 1) この契約の履行期間中に大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成24年10月1日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- 2) 発注者から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- 3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。